

中小企業退職金共済制度に係る不正契約等について（追加判明）

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下、「当社」）が、過去に加入勧奨を行っていました中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」）において、2014年・2015年・2020年公表分※に加え、追加で不正契約等が判明しました。

不正契約等が追加判明したことについて、お客様、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「機構」）をはじめとする、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

※2014年12月22日付プレスリリース：<https://www.nissay.co.jp/news/2014/pdf/20141222.pdf>

※2015年6月30日付お知らせ：<https://www.nissay.co.jp/topics/2015/pdf/20150630a.pdf>

※2020年7月17日付お知らせ：<https://www.nissay.co.jp/topics/2020/pdf/20200717.pdf>

当事案の詳細は下記のとおりです。

記

今回の調査について

(1) 発覚の経緯

2020年12月、機構に対して会計検査院による実地検査が行われた際に、機構は当社の特定営業部にて加入勧奨を行った中退共契約の中に、不適正懸念契約があることを検知しました。その後、機構の指示に従い、調査を行った結果、当時、営業部長であった特定の職員（以下、「当該職員」）が、管下の営業職員に対して加入資格に関する不適切な説明を繰り返していたことなどから、事業実態や雇用実態を伴わない中退共契約が締結され、また、退職金が不正に受給されていたことが判明しました。

(2) 調査範囲

当該職員が関与した可能性のある中退共契約

(3) 調査結果（追加で判明した不正契約等）

取り扱った職員	営業職員 61 名
件数	被共済者数 852 名（事業主数 176 名）
不正契約等により受給された退職金等	計 65,527,503 円

(4) 当社の対応

○機構に対する賠償

不正契約等により受給された退職金等相当額について、当社は責任を認め、機構にこれをお支払いします。なお、当社が賠償した金員については、当事案の関与職員に対し、その責任に応じて求償してまいります。

○当社関係者の処分

社内規定に基づき、厳正に処分を実施します。

※現在、当社では中退共契約の加入勧奨活動は行っていません（新規取扱は 2014 年 12 月より、追加取扱も 2015 年 10 月より停止）。

以 上